

過疎地域等における県税の課税免除に関する条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月11日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第1号

過疎地域等における県税の課税免除に関する条例施行規則等の一部を改正する規則

(過疎地域等における県税の課税免除に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 過疎地域等における県税の課税免除に関する条例施行規則(昭和45年岩手県規則第38号)の一部を次のように改正する。

改正前		改正後						
(条例第3条に規定する規則で定める場合等)		(条例第3条に規定する規則で定める場合等)						
第3条 条例第3条に規定する規則で定める場合は、次の表の左欄に掲げる税目の課税免除に関し同表中欄に掲げる場合とし、同条に規定する規則で定める期限は、同欄に掲げる場合の区分に応じ同表右欄に定める期限とする。		第3条 条例第3条に規定する規則で定める場合は、次の表の左欄に掲げる税目の課税免除に関し同表中欄に掲げる場合とし、同条に規定する規則で定める期限は、同欄に掲げる場合の区分に応じ同表右欄に定める期限とする。						
[略]		[略]						
不動産取得税(個人の場合に限る。)	[略]	不動産取得税(個人の場合に限る。)	[略]					
		<table border="1"> <tr> <td> <u>国税通則法施行令(昭和37年政令第135号)第3条第1項から第3項までの規定により当該個人に係る所得税の申告の期限が延長された場合又は岩手県県税条例(令和3年岩手県条例第58号)第16条第1項若しくは第2項の規定に基づき当該個人に係る事業税の申告の期限が延長された場合(以下「所得税等の申告期限が延長された場合」という。)</u> </td> <td> <u>国税通則法施行令第3条第1項から第3項までの規定により延長された当該個人に係る所得税の申告の期限又は岩手県県税条例第16条第1項若しくは第2項の規定に基づき延長された当該個人に係る事業税の申告の期限のいずれか遅い日(以下「延長後の申告期限日」という。)</u> </td> </tr> <tr> <td> <u>固定資産税(個人の場合に限る。)</u> </td> <td> <u>所得税等の申告期限が延長された場合</u> </td> </tr> </table>	<u>国税通則法施行令(昭和37年政令第135号)第3条第1項から第3項までの規定により当該個人に係る所得税の申告の期限が延長された場合又は岩手県県税条例(令和3年岩手県条例第58号)第16条第1項若しくは第2項の規定に基づき当該個人に係る事業税の申告の期限が延長された場合(以下「所得税等の申告期限が延長された場合」という。)</u>	<u>国税通則法施行令第3条第1項から第3項までの規定により延長された当該個人に係る所得税の申告の期限又は岩手県県税条例第16条第1項若しくは第2項の規定に基づき延長された当該個人に係る事業税の申告の期限のいずれか遅い日(以下「延長後の申告期限日」という。)</u>	<u>固定資産税(個人の場合に限る。)</u>	<u>所得税等の申告期限が延長された場合</u>	<table border="1"> <tr> <td> <u>延長後の申告期限日</u> </td> </tr> </table>	<u>延長後の申告期限日</u>
<u>国税通則法施行令(昭和37年政令第135号)第3条第1項から第3項までの規定により当該個人に係る所得税の申告の期限が延長された場合又は岩手県県税条例(令和3年岩手県条例第58号)第16条第1項若しくは第2項の規定に基づき当該個人に係る事業税の申告の期限が延長された場合(以下「所得税等の申告期限が延長された場合」という。)</u>	<u>国税通則法施行令第3条第1項から第3項までの規定により延長された当該個人に係る所得税の申告の期限又は岩手県県税条例第16条第1項若しくは第2項の規定に基づき延長された当該個人に係る事業税の申告の期限のいずれか遅い日(以下「延長後の申告期限日」という。)</u>							
<u>固定資産税(個人の場合に限る。)</u>	<u>所得税等の申告期限が延長された場合</u>							
<u>延長後の申告期限日</u>								

備考 改正部分は、下線の部分である。

(特定区域における産業の活性化に関する条例施行規則の一部改正)

第2条 特定区域における産業の活性化に関する条例施行規則(平成18年岩手県規則第88号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
-----	-----

<p>(条例第8条に規定する規則で定める場合等)</p> <p>第8条 条例第8条に規定する規則で定める場合は、次の表の左欄に掲げる税目の課税免除又は不均一課税に関し同表中欄に掲げる場合とし、同条に規定する規則で定める期限は、同欄に掲げる場合の区分に応じ同表右欄に定める期限とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="width: 30%;">不動産取得税（個人の場合に限る。）</td> <td>[略]</td> </tr> </table>	[略]		不動産取得税（個人の場合に限る。）	[略]	<p>(条例第8条に規定する規則で定める場合等)</p> <p>第8条 条例第8条に規定する規則で定める場合は、次の表の左欄に掲げる税目の課税免除又は不均一課税に関し同表中欄に掲げる場合とし、同条に規定する規則で定める期限は、同欄に掲げる場合の区分に応じ同表右欄に定める期限とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="width: 30%;">不動産取得税（個人の場合に限る。）</td> <td style="width: 35%; text-align: center;">[略]</td> <td style="width: 35%;"></td> </tr> <tr> <td></td> <td> <u>国税通則法施行令（昭和37年政令第135号）第3条第1項から第3項までの規定により当該個人に係る所得税の申告の期限が延長された場合又は岩手県条例（令和3年岩手県条例第58号）第16条第1項若しくは第2項の規定に基づき当該個人に係る事業税の申告の期限が延長された場合</u> </td> <td> <u>国税通則法施行令第3条第1項から第3項までの規定により延長された当該個人に係る所得税の申告の期限又は岩手県条例第16条第1項若しくは第2項の規定に基づき延長された当該個人に係る事業税の申告の期限のいずれか遅い日</u> </td> </tr> </table>	[略]			不動産取得税（個人の場合に限る。）	[略]			<u>国税通則法施行令（昭和37年政令第135号）第3条第1項から第3項までの規定により当該個人に係る所得税の申告の期限が延長された場合又は岩手県条例（令和3年岩手県条例第58号）第16条第1項若しくは第2項の規定に基づき当該個人に係る事業税の申告の期限が延長された場合</u>	<u>国税通則法施行令第3条第1項から第3項までの規定により延長された当該個人に係る所得税の申告の期限又は岩手県条例第16条第1項若しくは第2項の規定に基づき延長された当該個人に係る事業税の申告の期限のいずれか遅い日</u>
[略]														
不動産取得税（個人の場合に限る。）	[略]													
[略]														
不動産取得税（個人の場合に限る。）	[略]													
	<u>国税通則法施行令（昭和37年政令第135号）第3条第1項から第3項までの規定により当該個人に係る所得税の申告の期限が延長された場合又は岩手県条例（令和3年岩手県条例第58号）第16条第1項若しくは第2項の規定に基づき当該個人に係る事業税の申告の期限が延長された場合</u>	<u>国税通則法施行令第3条第1項から第3項までの規定により延長された当該個人に係る所得税の申告の期限又は岩手県条例第16条第1項若しくは第2項の規定に基づき延長された当該個人に係る事業税の申告の期限のいずれか遅い日</u>												
備考 改正部分は、下線の部分である。														

(地域経済牽引事業の促進区域における県税の課税免除に関する条例施行規則の一部改正)

第3条 地域経済牽引事業の促進区域における県税の課税免除に関する条例施行規則（平成19年岩手県規則第121号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後			
<p>(条例第3条に規定する規則で定める場合等)</p> <p>第3条 条例第3条に規定する規則で定める場合は、<u>不動産取得税（個人の場合に限る。）</u>の課税免除に関し<u>条例第2条第1号に規定する家屋又はその敷地である土地を条例第1条に規定する対象施設の用に供した日の属する年の中途において事業を廃止した場合とし、条例第3条に規定する規則で定める期限は、当該事業の廃止の日から1月以内（当該事業の廃止が納税義務者の死亡による場合にあつては、4月以内）</u>とする。</p>	<p>(条例第3条に規定する規則で定める場合等)</p> <p>第3条 条例第3条に規定する規則で定める場合は、<u>次の表の左欄に掲げる税目の課税免除に関し同表中欄に掲げる場合とし、同条に規定する規則で定める期限は、同欄に掲げる場合の区分に応じ同表右欄に定める期限とする。</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 30%;"><u>不動産取得税（個人の場合に限る。）</u></td> <td style="width: 35%;"><u>条例第2条第1号に規定する家屋又はその敷地である土地を条例第1条に規定する対象施設の用に供した日の属</u></td> <td style="width: 35%;"><u>当該事業の廃止の日から1月以内（当該事業の廃止が納税義務者の死亡による場合にあつては、4月</u></td> </tr> </table>	<u>不動産取得税（個人の場合に限る。）</u>	<u>条例第2条第1号に規定する家屋又はその敷地である土地を条例第1条に規定する対象施設の用に供した日の属</u>	<u>当該事業の廃止の日から1月以内（当該事業の廃止が納税義務者の死亡による場合にあつては、4月</u>
<u>不動産取得税（個人の場合に限る。）</u>	<u>条例第2条第1号に規定する家屋又はその敷地である土地を条例第1条に規定する対象施設の用に供した日の属</u>	<u>当該事業の廃止の日から1月以内（当該事業の廃止が納税義務者の死亡による場合にあつては、4月</u>		

	<p>する年の中途において事業を廃止した場合</p> <p>国税通則法施行令（昭和37年政令第135号）第3条第1項から第3項までの規定により当該個人に係る所得税の申告の期限が延長された場合又は岩手県県税条例（令和3年岩手県条例第58号）第16条第1項若しくは第2項の規定に基づき当該個人に係る事業税の申告の期限が延長された場合（以下「所得税等の申告期限が延長された場合」という。）</p>	<p>以内)</p> <p>国税通則法施行令第3条第1項から第3項までの規定により延長された当該個人に係る所得税の申告の期限又は岩手県県税条例第16条第1項若しくは第2項の規定に基づき延長された当該個人に係る事業税の申告の期限のいずれか遅い日（以下「延長後の申告期限日」という。）</p>
固定資産税（個人の場合に限る。）	所得税等の申告期限が延長された場合	延長後の申告期限日

備考 改正部分は、下線の部分である。

（特定復興産業集積区域における県税の課税免除に関する条例施行規則の一部改正）

第4条 特定復興産業集積区域における県税の課税免除に関する条例施行規則（平成24年岩手県規則第51号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後										
<p>（条例第3条に規定する規則で定める場合等）</p> <p>第3条 条例第3条に規定する規則で定める場合は、次の表の左欄に掲げる税目の課税免除に関し同表中欄に掲げる場合とし、同条に規定する規則で定める期限は、同欄に掲げる場合の区分に応じ同表右欄に定める期限とする。</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="2">[略]</td> </tr> <tr> <td>不動産取得税（個人の場合に限る。）</td> <td>[略]</td> </tr> </table>	[略]		不動産取得税（個人の場合に限る。）	[略]	<p>（条例第3条に規定する規則で定める場合等）</p> <p>第3条 条例第3条に規定する規則で定める場合は、次の表の左欄に掲げる税目の課税免除に関し同表中欄に掲げる場合とし、同条に規定する規則で定める期限は、同欄に掲げる場合の区分に応じ同表右欄に定める期限とする。</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="2">[略]</td> </tr> <tr> <td>不動産取得税（個人の場合に限る。）</td> <td> <table border="1"> <tr> <td>国税通則法施行令（昭和37年政令第135号）第3条第1項から第3項までの規定により当該個人に係る所得税の申告</td> <td>国税通則法施行令第3条第1項から第3項までの規定により延長された当該個人に係る所得税の申告</td> </tr> </table> </td> </tr> </table>	[略]		不動産取得税（個人の場合に限る。）	<table border="1"> <tr> <td>国税通則法施行令（昭和37年政令第135号）第3条第1項から第3項までの規定により当該個人に係る所得税の申告</td> <td>国税通則法施行令第3条第1項から第3項までの規定により延長された当該個人に係る所得税の申告</td> </tr> </table>	国税通則法施行令（昭和37年政令第135号）第3条第1項から第3項までの規定により当該個人に係る所得税の申告	国税通則法施行令第3条第1項から第3項までの規定により延長された当該個人に係る所得税の申告
[略]											
不動産取得税（個人の場合に限る。）	[略]										
[略]											
不動産取得税（個人の場合に限る。）	<table border="1"> <tr> <td>国税通則法施行令（昭和37年政令第135号）第3条第1項から第3項までの規定により当該個人に係る所得税の申告</td> <td>国税通則法施行令第3条第1項から第3項までの規定により延長された当該個人に係る所得税の申告</td> </tr> </table>	国税通則法施行令（昭和37年政令第135号）第3条第1項から第3項までの規定により当該個人に係る所得税の申告	国税通則法施行令第3条第1項から第3項までの規定により延長された当該個人に係る所得税の申告								
国税通則法施行令（昭和37年政令第135号）第3条第1項から第3項までの規定により当該個人に係る所得税の申告	国税通則法施行令第3条第1項から第3項までの規定により延長された当該個人に係る所得税の申告										

			<p>告の期限が延長された場合又は岩手県県税条例（令和3年岩手県条例第58号）第16条第1項若しくは第2項の規定に基づき当該個人に係る事業税の申告の期限が延長された場合（以下「<u>所得税等の申告期限が延長された場合</u>」という。）</p>	<p>の期限又は岩手県県税条例第16条第1項若しくは第2項の規定に基づき延長された当該個人に係る事業税の申告の期限のいずれか遅い日（以下「<u>延長後の申告期限日</u>」という。）</p>
		<p>固定資産税（個人の場合に限る。）</p>	<p>所得税等の申告期限が延長された場合</p>	<p>延長後の申告期限日</p>

備考 改正部分は、下線の部分である。

（地方活力向上地域における県税の課税免除等に関する条例施行規則の一部改正）

第5条 地方活力向上地域における県税の課税免除等に関する条例施行規則（平成28年岩手県規則第54号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後								
<p>（条例第4条に規定する規則で定める場合等）</p> <p>第2条 条例第4条に規定する規則で定める場合は、次の表の左欄に掲げる税目の課税免除又は不均一課税に関し同表の中欄に掲げる場合とし、同条に規定する規則で定める期限は、同欄に掲げる場合の区分に応じ同表の右欄に定める期限とする。</p> <table border="1"> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>不動産取得税（個人の場合に限る。）</td> <td>[略]</td> </tr> </table>	[略]	[略]	不動産取得税（個人の場合に限る。）	[略]	<p>（条例第4条に規定する規則で定める場合等）</p> <p>第2条 条例第4条に規定する規則で定める場合は、次の表の左欄に掲げる税目の課税免除又は不均一課税に関し同表の中欄に掲げる場合とし、同条に規定する規則で定める期限は、同欄に掲げる場合の区分に応じ同表の右欄に定める期限とする。</p> <table border="1"> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>不動産取得税（個人の場合に限る。）</td> <td> <p>国税通則法施行令（昭和37年政令第135号）第3条第1項から第3項までの規定により当該個人に係る所得税の申告の期限が延長された場合又は岩手県県税条例（令和3年岩手県条例第58号）第16条第1項若しくは第2項の規定に基づき当該個人に</p> <p>国税通則法施行令第3条第1項から第3項までの規定により延長された当該個人に係る所得税の申告の期限又は岩手県県税条例第16条第1項若しくは第2項の規定に基づき延長された当該個人に係る事業税の申告の期限の</p> </td> </tr> </table>	[略]	[略]	不動産取得税（個人の場合に限る。）	<p>国税通則法施行令（昭和37年政令第135号）第3条第1項から第3項までの規定により当該個人に係る所得税の申告の期限が延長された場合又は岩手県県税条例（令和3年岩手県条例第58号）第16条第1項若しくは第2項の規定に基づき当該個人に</p> <p>国税通則法施行令第3条第1項から第3項までの規定により延長された当該個人に係る所得税の申告の期限又は岩手県県税条例第16条第1項若しくは第2項の規定に基づき延長された当該個人に係る事業税の申告の期限の</p>
[略]	[略]								
不動産取得税（個人の場合に限る。）	[略]								
[略]	[略]								
不動産取得税（個人の場合に限る。）	<p>国税通則法施行令（昭和37年政令第135号）第3条第1項から第3項までの規定により当該個人に係る所得税の申告の期限が延長された場合又は岩手県県税条例（令和3年岩手県条例第58号）第16条第1項若しくは第2項の規定に基づき当該個人に</p> <p>国税通則法施行令第3条第1項から第3項までの規定により延長された当該個人に係る所得税の申告の期限又は岩手県県税条例第16条第1項若しくは第2項の規定に基づき延長された当該個人に係る事業税の申告の期限の</p>								

		<u>係る事業税の申告の期限が延長された場合（以下「所得税等の申告期限が延長された場合」という。）</u>	<u>いずれか遅い日（以下「延長後の申告期限日」という。）</u>
		<u>固定資産税（個人の場合に限る。）</u>	<u>所得税等の申告期限が延長された場合</u> <u>延長後の申告期限日</u>

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。